

事務連絡
平成 28 年 4 月 26 日

除染等工事受注者各位

福島環境再生事務所
除染対策第一課長

厚生労働省による除染事業者に対する監督指導結果を踏まえた対応について（依頼）

除染等工事受注者の皆様におかれましては、平素より、除染等工事にご尽力頂き、感謝申し上げます。

厚生労働省福島労働局においては、除染事業者に対する監督指導結果を定期的に公表しておりますが、先日の公表においても労働者の賃金や労働時間、除染等業務に係る労働者への教育や健康診断の実施等に関する様々な違反が報告されています。（添付資料参照）

労働基準法や労働安全衛生法等の法令違反は、労働者の適切な労働条件や安全を損なうとともに、国が行う除染事業に対する信頼をも損なうものです。

各受注者におかれましては、「除染等工事共通仕様書（第 9 版）1-1-41 諸法令の遵守」の規定に基づき、当該工事に関する諸法令の遵守を徹底して頂きますようお願いいたします。

（添付資料）

東電福島第一原発の廃炉作業及び除染作業を行う事業者に対する監督指導結果（平成 27 年）

（平成 28 年 4 月 13 日厚生労働省福島労働局発表）

以 上